

告示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
志木耳耳鼻咽喉科医院	新座市東北一―一三―三	令和六年九月五日
吉田医院	北本市中央一―七〇	令和六年八月二十五日
末広整形外科	桶川市末広二―一―二二	令和六年二月二十九日
尾内内科神経科病院	三郷市鷹野三―二七〇―一	令和六年六月三十日
北朝霞・朝霞台えきま えエスエスこどもクリ ニック	朝霞市浜崎一―二―一〇アゴラ二ビル 六階	令和六年八月三十一日
みち眼科クリニック	F 所沢市宮本町一―一五―六愛善会ビル二	令和六年九月八日
マミー歯科	北本市東間一―五九山ロビル一階	令和六年九月十三日

あおい糸訪問看護ステーション	訪問看護ステーション つぼみ	訪問看護ステーション	本庄市児玉郡医師会立 訪問看護ステーション	下川崎薬局	有限会社 大島薬局
富士見市羽沢一―三―六スカイマンション 藤二〇五号	新座市野火止四―一―二三ビル二階	本庄市小島六―八―八	幸手市下川崎四四―一―一	行田市行田一三―一―一	
令和六年八月三十一日	令和六年七月三十一日	令和六年八月一日	令和六年八月三十一日	令和六年三月三十一日	